

# 「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン」改訂版の策定方針

## 1．計画改訂の趣旨

平成16年に「会津若松市男女共同参画推進条例」を制定し、併せて、男女共同参画推進の基本理念を明示した「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン『チャレンジ2008』」を策定し、各種施策を展開してまいりました。

これまでの取組みにより、固定的な性別役割分担を見直そうとする市民意識の高まりとともに市内における男女共同参画の推進についても着実に進展しつつあるものの、社会情勢も目まぐるしく変化しており、時代の変化に的確に対応した施策展開が求められています。

このため、プランの計画期間(平成16年度～平成20年度)の最終年度を迎えるにあたり、これまでの進捗状況について検証を加えながら、現行計画の基本理念、基本目標を継承しつつ、新たな課題や社会情勢の変化への対応も含めて、改訂をするものです。

## 2．計画の位置づけ

計画は、「会津若松市男女共同参画推進条例」第9条に規定する「男女共同参画推進計画」として位置づけるものです。

また、第6次会津若松市長期総合計画「新生会津 未来創造」の部門計画として、男女共同参画社会の形成を目指し、積極的に推進するものであり、具体的施策については整合性を図るものです。

## 3．計画の期間

計画期間は、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までの5年間とします。

ただし、この間、国、県をはじめ社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 . 計画の策定体制

### 庁内体制

#### 男女共同参画行政連絡会議

男女共同参画社会づくりに向けて関係施策の円滑かつ効果的に展開を図るため設置された行政連絡会議において、計画改訂に関する総合的・横断的評価を行う。

#### 男女共同参画ワーキンググループ

本計画に重点的に関連する担当課の男女共同参画推進員で構成し、現状や課題の把握、具体的施策について協議・検討などを行う。

### 市民との協働

#### (仮称)市民会議

実効性のある計画とするため、自主的活動を行う市民団体、企業などと連携を図り、市民と協働し策定作業を行う。

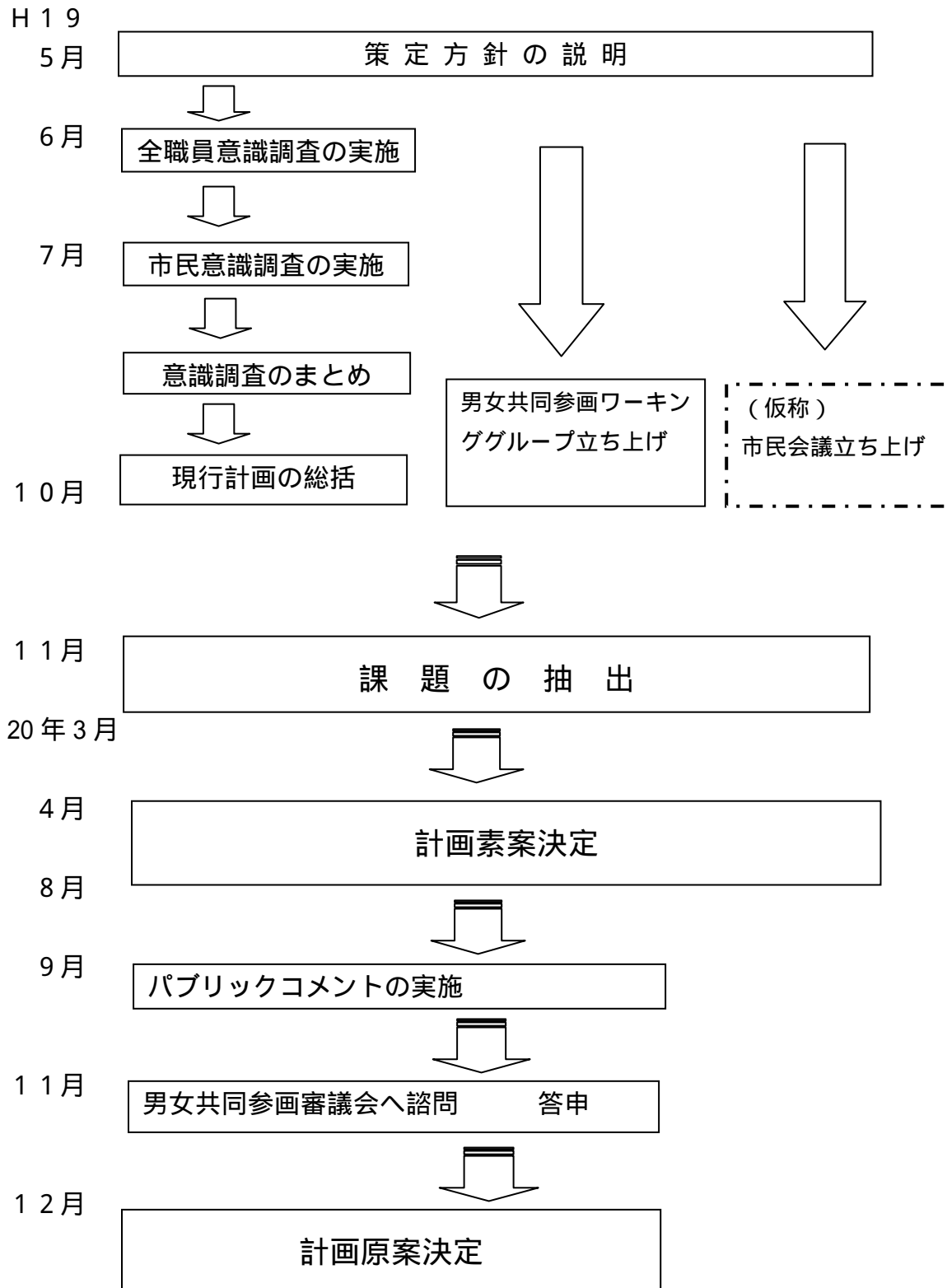
### 条例に基づく機関

#### 会津若松市男女共同参画審議会

計画策定など男女共同参画推進に関する重要事項については、諮問機関である当審議会の意見を聴取する。

## 5. 計画の策定スケジュール

策定期間は、平成19年度から20年度までの二カ年とします。



# 計 画 の 策 定 体 制

